令　和　６　年　１１　月
経　済　産　業　省
産業保安・安全グループ
製　品　安　全　課

「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（案）」等について

１．省令案概要

（１）　改正法・改正施行令について

令和６年の通常国会において成立し、同年６月 26 日に公布された「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律」（令和６年法律第 67 号。以下「改正法」といい、改正法により改正された消費生活用製品安全法を「改正消安法」という。）において、輸入事業者の範囲の明確化（改正消安法第２条第 10 項等）、届出事項への国内管理人の氏名等の追加（改正消安法第６条等）、子供用特定製品の創設（改正消安法第２条第４項等）等に係る規定を設けた。

改正法の施行に伴い必要となる事項を規定することを目的として、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令において、乳幼児用ベッド及び乳幼児用玩具の子供用特定製品への指定並びに取引デジタルプラットフォームにおける売買契約の相手方を決定する方法等を規定することを予定している。

（２）　本省令案等における措置について

乳幼児用玩具の技術基準及び使用上の注意表示の方法、国内管理人の基準並びに届出に係る様式等を定めるため、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令等について所要の改正を行う。

２．今後のスケジュール

令和６年 11 月 11 日　省令案に係る意見募集開始
令和６年 12 月 10 日　意見募集〆切
令和６年 12 月下旬　改正省令公布（予定）
令和７年 12 月下旬　改正法及び改正政令同日施行（予定）